

役員及び評議員の報酬及び費用弁償規程

社会福祉法人 海津市社会福祉協議会

役員及び評議員の報酬及び費用弁償規程

(趣 旨)

第1条 社会福祉法人海津市社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款に定める役員、評議員に対して支給する報酬及び費用弁償について必要な規定は、この規程による。

(報酬の額)

第2条 役員報酬の額は、別表1のとおりとする。

(報酬の支給方法等)

第3条 月額報酬の者が月の途中において職についた場合は、その日から、任期満了、失職、辞職又は死亡等の場合は、その日まで、日割りによって計算した額を支給する。

2 月額をもって定める報酬は、毎月20日以降にこれを支給し、日額をもって定める報酬は、出席日数に応じて随時これを支給する。

3 公務員、本会職員でこの規程の適用を受ける役員を兼ねるときは、その兼ねる役員として受けるべき報酬は支給しない。

(費用弁償)

第4条 役員が業務のため旅行したときは、別表1に定める額を費用弁償として支給する。

2 前項に定めるもののほか、役員に支給する費用弁償については、本会職員の旅費の例による。

(公 表)

第5条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改 廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な細目は本会の会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年6月19日から施行する。

別表1 (第2条、第4条関係)

区 分	報 酬 額	費用弁償額
会 長	月額 50,000円	2,200円
常務理事	月額 190,000円	
理 事	日額 4,500円	2,200円
監 事	日額 4,500円	2,200円
評 議 員	日額 2,500円	2,200円